

第10章 地盤沈下

地盤沈下は、地下水や天然ガスかん水の過剰な汲み上げ、地殻の変動、自然圧密などが原因となって起こり、建築物の傾斜を招くほか、地下に埋設された水道管やガス管へ影響を及ぼす。

地盤沈下の進行は緩慢で確認しにくいことから発見が遅れやすく、一度発生すると復元がほとんど不可能であることから、未然に防止することが重要である。

第1節 地盤沈下と地下水揚水量の現況

千葉県では、地下水や天然ガスかん水の採取などによる地盤変動の状況を把握し、地盤沈下防止対策を図るため、毎年継続して精密水準測量を実施している。本市では、君津地区と小糸地区の一

部が調査対象区域に含まれている。

地域別・地盤変動量別面積を表10-1に、千葉県水準基標変動図（1年間変動図）を図10-1に示す。

平成26年1月の調査で地盤沈下が見られたのは2,039.7km²となり、前年の1,107.6km²に比べて増加し、一部の地域で2cm以上の沈下が見られた。

本市における水準点を図10-2に、地盤沈下の調査結果を表10-2に、地盤沈下の経年変化を図10-3に示す。平成25年1月と比較すると、すべての地点でマイナス変動となった。

用途別地下水揚水量の状況を図10-4に示す。平成25年中の1日当たり平均揚水量は23,678m³で、水道用途が57%と最も多く、次いで農業用途が27%となっている。前年との比較では、全体的には揚水量はわずかではあるが減少した。

（表10-1）地域別・地盤変動量別面積（平成26年1月）

（単位：km²）

変動量 地域	測量面積	沈下量(cm)別の地盤沈下面積				地盤沈下が見られない地域
		～1.99	2.00～3.99	4.00～	計	
東 葛	358.2 (358.2)	242.6 (326.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	242.6 (326.5)	115.6 (31.7)
葛 南	253.9 (253.9)	71.6 (116.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	71.6 (116.9)	182.3 (137.1)
千葉・市原	617.7 (617.7)	366.7 (22.2)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	366.7 (22.2)	251.0 (595.6)
君 津	264.3 (264.3)	254.3 (17.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	254.3 (17.0)	10.0 (247.3)
北 総	643.8 (643.8)	354.3 (337.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	354.3 (337.4)	289.5 (306.5)
九十九里	1,066.8 (1,066.8)	749.7 (287.8)	0.4 (0.0)	0.0 (0.0)	750.1 (287.8)	316.7 (778.8)
合 計	3,204.7 (3,204.7)	2,039.3 (1,107.6)	0.4 (0.0)	0.0 (0.0)	2,039.7 (1,107.6)	1,165.0 (2,097.1)

備考：（ ）内は平成25年1月

東京盆地

北総地域

千代田・市原地域

岩手地域

2cm以上の地域

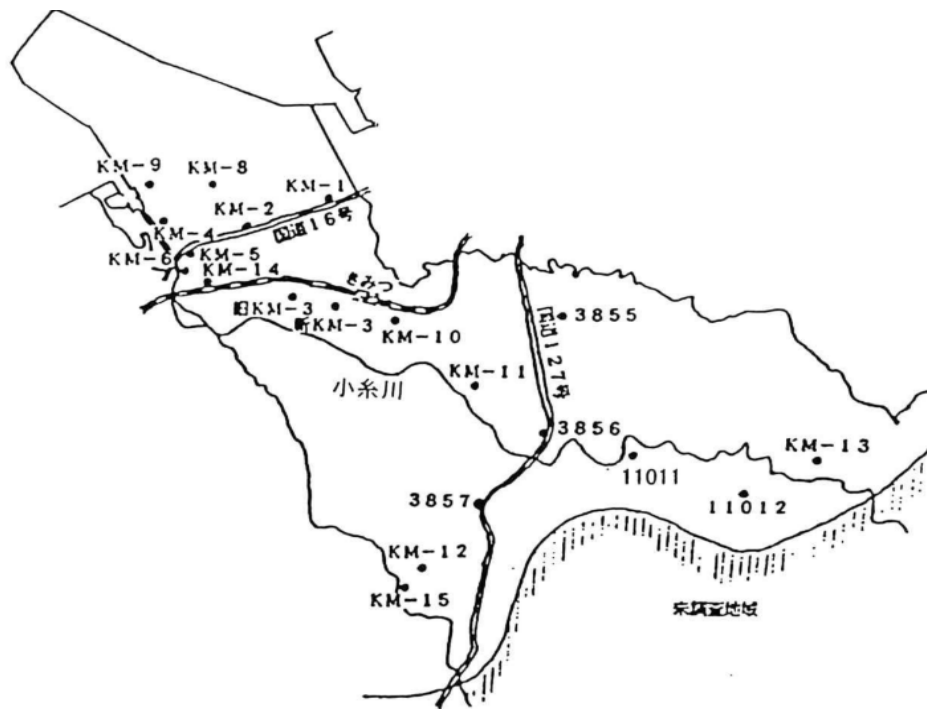
凡例

- 2cm以上
- 2cm未満
- 地盤沈下がみられない地域
- 未調査地域

縮尺 1:400,000

0 5km 10km 15km 20km

(図 10-2) 水準点の位置

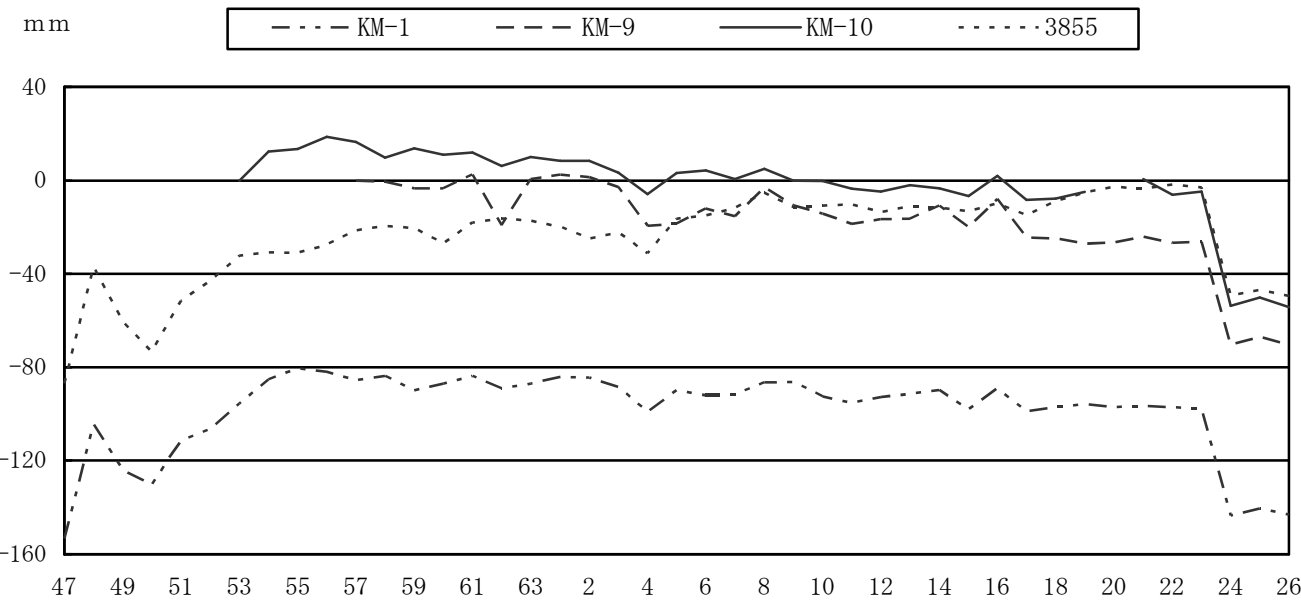


(表 10-2) 地盤沈下の調査結果

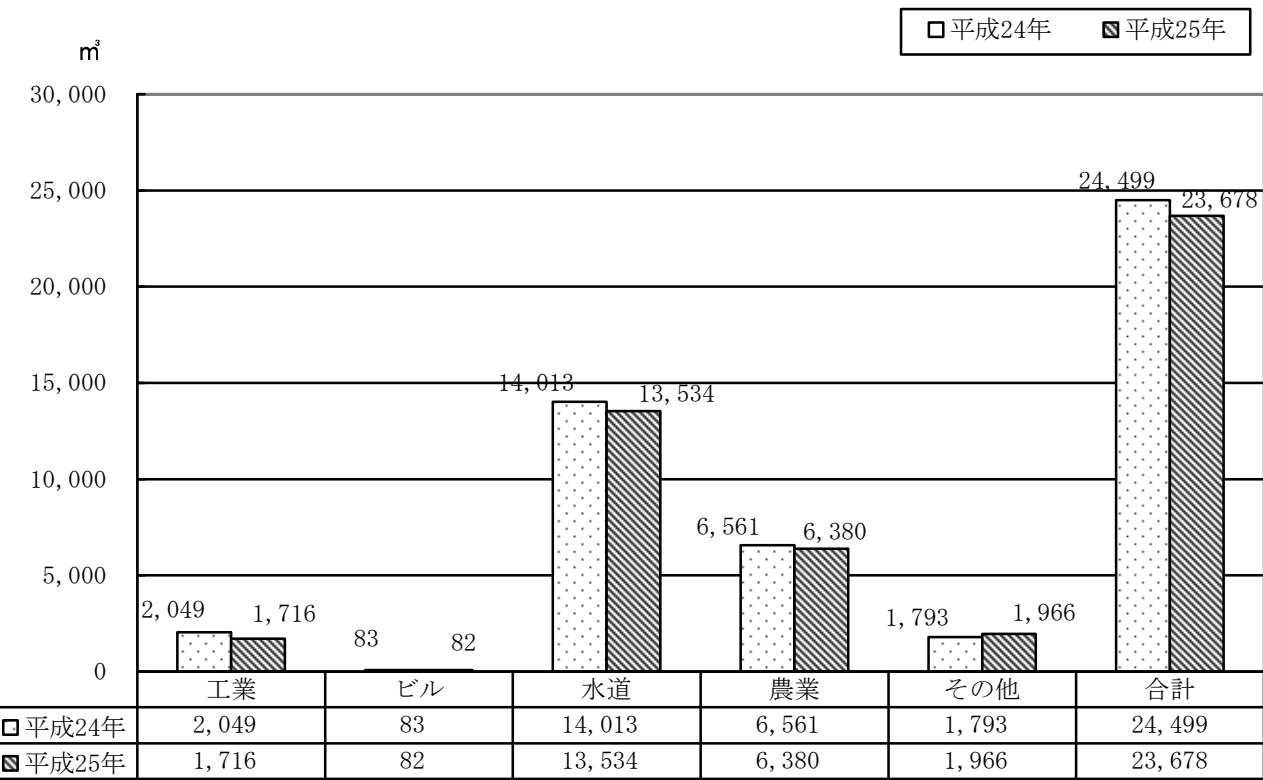
番 号	標 石 場 所	標高(m)	変動量 (mm)	標高(m)	変動量 (mm)	標高(m)
		24年1月		25年1月		26年1月
KM-1	坂田橋脇 (坂田)	3.0168	+3.0	3.0198	-2.6	3.0172
KM-2	道路脇(坂田663)	1.2904	+3.4	1.2938	-2.1	1.2917
旧KM-3	富士見公園 (大和田4丁目)	6.2310	+4.6	6.2356	-2.1	6.2335
新KM-3	中野中央公園 (中野4丁目)	7.7096	+3.2	7.7128	-2.9	7.7099
KM-4	下水道組合第1ポンプ場 (人見)	2.2408	+2.9	2.2437	-2.0	2.2417
KM-5	路肩 (人見1289-1)	2.2387	+2.9	2.2416	-1.0	2.2406
KM-6	㈱創成電工人見寮 (人見)	3.6385	+3.5	3.6420	-1.2	3.6408
KM-9	新日鐵住金㈱	2.3349	+3.3	2.3382	-3.2	2.3350
KM-10	君津市役所 (久保2丁目)	10.4603	+3.6	10.4639	-4.1	10.4598
KM-11	消防署 (空師3丁目)	13.1665	+3.1	13.1696	-2.5	13.1671
KM-12	郡ダム (郡)	49.2741	0.0	49.2741	0.0	49.2741
KM-13	大井青年館 (大井)	22.5088	+2.7	22.5115	-2.5	22.5090
KM-14	周西幼稚園 (人見1丁目)	5.3863	+5.0	5.3913	-2.3	5.3890
KM-15	道路脇 (郡)	59.4443	-0.3	59.4440	-1.2	59.4428
3855	個人宅 (南子安1378地先)	30.7466	+2.5	30.7491	-2.7	30.7464
3856	外箕輪青年館 (外箕輪266)	16.0278	+2.4	16.0302	-2.3	16.0279
3857	区画整理区域内 (郡116)	14.2540	+0.6	14.2546	-1.3	14.2533
11011	防火水槽脇 (六手32)	15.1672	+1.8	15.1690	-4.0	15.1650
11012	おどや (中島)	23.2362	+2.7	23.2389	-3.2	23.2357

備考：変動量は対前年数値である。なお、KM-12は、固定水準点である。

(図10-3) 地盤沈下の経年推移



(図10-4) 市内用途別地下水揚水量



第2節 地盤沈下の対策

地盤沈下は、地下水などの過剰な汲み上げが大きな要因であることから、地下水の揚水施設の設置については、法令等によりさまざまな規制がされている。

本市においては、千葉県環境保全条例により地下水の採取規制が行われており、昭和49年7月に全域が県条例に定める指定地域となったことから、揚水施設（揚水機の吐出口断面積が6cm²を超えるもの）により地下水を汲み上げ、後述する「特定用途」に利用しようとするときは、設置許可申請が必要となった。

許可の基準は、井戸ストレーナーの位置が350m以深であり、吐出口断面積が21cm²以上の場合には知事の許可を、21cm²未満であれば市長の許可を要することとなった。

なお、許可の基準に適合しない場合においても、農業、水道事業等、一定の用途においては例外的に許可が認められることがある。

市では、こうした揚水施設設置の手続き以外にも、定期的に揚水量を調査し、地下水の汲み上げ状況を監視しながら、必要最小限の取水に努めるよう指導するとともに、代替水源への転換についても指導している。

また、君津市環境保全条例では、県条例に定める特定用途以外の目的で揚水施設を設置しようとするときは、特定施設として届出を義務付けている。

※ 千葉県環境保全条例に定める「特定用途」とは、次に掲げる用途をいう。

- ①工業の用途（製造業、電気ガス供給業、物品の加工修理業等）
- ②鉱業の用途（鉱物の採取、採石に従事する事業等）
- ③建築物用地下水としての用途（冷暖房設備、車庫内の洗車設備、水洗便所等に使用する場合）
- ④農業の用途（水田耕作、畑地かんがい等による作物の生産、育成）
- ⑤水道事業、簡易水道事業、専用水道事業、小規模水道事業の用途
- ⑥工業用水道事業の用途
- ⑦10ヘクタール以上のゴルフ場における散水の用途（芝、苗木の管理育成に用いるもので、ゴルフ練習場を含む）
- ⑧災害等が発生した場合における、非常時の用途